

令和2年12月25日招集

12月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度12月新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年12月25日(金)午後1時56分から午後2時43分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (20人)

1番 虎澤栄三	2番 石山和徳	3番 渡邊芳枝
4番 小戸田修子	5番 鈴木健二	6番 小熊義信
7番 山岸信一	8番 成田誠一	9番 内藤浩一
10番 谷澤康雄	11番 坂井雄一	12番 塚原幸夫
13番 鈴木金一	14番 別所正幸	15番 神田和博
16番 石塚絹代	17番 田中さとみ	18番 仁多見繁隆
19番 齋藤茂博	1番 平栄 (農地利用最適化推進委員)	

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第47号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第48号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第50号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第49号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	令和3年農作業賃金・作業料金の参考額について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主査	石井健一
管理係主査	遠藤文博				

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより12月定例総会を開会いたします。本日全員出席です。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、第1地域調査委員長として平委員からもご出席いただいております。よろしく願いいたします。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>12月定例総会の出席、ご苦勞様です。新型コロナウイルス感染が確認されてから、もう少しで丸1年という時期になりました。一波の終わり頃には、今年度中に終息に向かうと思いましたが、今の状況は拡大で、今後止まるのか心配です。その中で1年間、農業委員、推進委員の職務につきましては、人との接触ができない中で、大変ご苦勞されたことと思います。来年もこの状態が続くと、人との話し合いができない状況にまた置かれると思います。活動記録に書くのが難しいという人もいますが、電話でもいいですし、田の風の通る場所でもいいですので、話をしていただければと思います。年が明けましたら職務について、がんばっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。10番谷澤康雄委員、11番坂井雄一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>異議なし、ということでありますので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>雪が降ってきまして、先週関越道も大変なことになりました。年末には、またもっと強い寒波が来ると言われていますが、そうならないよう願うところであります。それでは議事に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第50号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第47号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第48号事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>農地係の岡田です。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、横越地区で3件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で2件、大江山地区で4件、曾野木地区で1件、横越地区で2件、亀田地区で1件の計10件です。事業計画変更承認申請に関する処分決定が、横越地区で1件です。今月の議案件数は合計で、14件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第5条申請が7件でした。</p> <p>議案第47号農地法第5条許可申請についてです。1ページ1号</p>

は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、祖父の畑に個人住宅を建築することを計画し、今回申請に至りました。申請地は東区岡山の畑2筆351㎡です。農地区分は、JR大形駅から300m以内にある農地のため、第3種農地であると判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、祖父の農地に個人住宅を建築することを計画し、今回の申請に至りました。申請地は東区岡山の畑3筆290㎡です。農地区分は、JR白新線と県道、そして集落に囲まれた10ha未満の小規模の農地で、第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1ページ3号と4号は転用者と転用内容が一緒なので、一括して説明します。転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、貸露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでいますが、申請地付近で介護施設を運営している関連会社から、新たに施設を開設するので、職員と来客用の駐車場敷地を確保してほしいと依頼があり、今回の申請に至りました。3号の申請地は江南区三百地の畑1筆656㎡です。4号の申請地は同じく江南区三百地の畑4筆1,234㎡です。農地区分は、どちらも集落内にある10ha未満の小規模の農地であり、第2種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ5号は転用者から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在、アパートに住んでいますが、父親の農地に個人住宅を建築する計画し、今回の申請に至りました。申請地は江南区茗荷谷の畑2筆318㎡です。農地区分は、申請地の前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設や医療施設が複数あることから第3種農地であると判

	<p>断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ6号は転用者から事情聴取しました。農地を売買により取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。転用者は、申請地近くで建設業を営んでおり、駐車場が不足したため、近隣で土地を探していたところ、申請地がみつき、今回の申請に至りました。なお、農地法の手続きをとらないまま土地所有者が転用していたため、始末書の提出がありました。申請地は江南区茗荷谷の畑4筆521㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小規模の農地で、第2種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ7号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、建売住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでおり、土地所有者より申請地の処分の相談を受けました。申請地は、交通アクセスが良く、教育施設や医療施設も近隣にあることから、住宅用地としての需要が見込めるため、申請地で建売住宅を販売することを計画し、今回の申請に至りました。申請地は江南区楚川の畑2筆952㎡です。農地区分は、申請地の前面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設や医療施設が複数あることから第3種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>16番石塚です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が3件、第5条許可申請が3件、事業計画変更承認申請が1件でした。</p> <p>初めに、追加議案第50号の1ページ横越地区1号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転するものです。譲渡人が当該農地を耕作できないため、隣接地を耕作し</p>

ている譲受人に売却するため、申請しました。申請地は、江南区横越の畑3筆 1,433 m²で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、80.35a で農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次の横越地区2号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転するものです。譲渡人と譲受人は、親戚関係にありますが、譲渡人が市外に住んでおり耕作できないため、譲受人に売買により所有権を移転するものです。申請地は、江南区横越川根町2丁目の田2筆 477 m²で、農用地区域外です。譲受人の経営面積は、1,162.28a で農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次の横越地区3号は、譲受人から事情聴取しました。農地を贈与により所有権を移転するものです。譲渡人が、当該農地を耕作できないため、規模拡大を図りたい譲受人に、贈与で所有権を移転するものです。申請地は、江南区二本木の畑1筆 469 m²で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、875.13a で、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次に、農地法第5条許可申請についてです。議案書2ページ横越地区8号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するための土地を探していましたが、申請地を見つけ申請しました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆 186 m²です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道の2管が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないよう土留めを設置し、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、議案書3ページ横越地区9号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用

	<p>するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するための土地を探していましたが、申請地を見つけ、申請しました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆 337 m² です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道の2管が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、議案書3ページ亀田地区10号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在、両親と同居していますが、独立するため、父所有の農地を借り受け、戸建て住宅を建築するため、申請しました。申請地は、江南区茅野山2丁目の畑2筆 475 m² です。農地区分は、集落内の10ha未満の小集団農地であることから、第2種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように注意し、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次に、事業計画変更承認申請についてです。議案書4ページ横越地区1号は、令和2年10月30日付け、新中央農委指令第76号で農地法第5条の許可を得ましたが、転用者を単独から共有に変更するため申請したもので、先ほど説明した5条申請の横越地区9号と連動するものです。以上です。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第50号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページから3ページまでの議案第47号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊4ページの議案第48号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の5ページから12ページになります。5ページの大江山地区第1号は、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が耕作者を変更するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。大江山地区第2号と3号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。大江山地区第4号と6ページの5号は関連で、新潟県農林公社を介した農地中間管理事業及び基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を転用するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。両川地区第6号は、基盤強化促進法</p>

による貸し借りで、貸し人が当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。両川地区第7号から7ページの11号までは、慣行小作による貸し借りで、貸し人が当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金は7号から順に327,769円、365,728円、589,989円、518,918円、245,000円です。両川地区第12号から8ページの17号までは、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第18号と19号は関連で、円滑化団体である新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が耕作者を変更するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第20号と21号は関連で、新潟県農林公社を介した農地中間管理事業及び基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。10ページ横越地区第22号と23号は関連で、円滑化団体である新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が自作するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第24号から11ページの29号までは関連で、新潟県農林公社を介した農地中間管理事業及び基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が経営規模を縮小するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第30号と31号は関連で、新潟県農林公社を介した農地中間管理事業及び基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。12ページ亀田地区第32号は、基盤強化促進法による貸し借りで、農地中間管理機構を通じた契約とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。

次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の13ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大形地区で1件、大江山地区で2件、曾野木地区で1件、横越地区で3件、亀田地区で1件の計8件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地について

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>は、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の14ページをご覧ください。新潟地方法務局から8件の照会がありました。大形地区で1件、大江山地区で3件、鳥屋野地区で2件、横越地区で1件、亀田地区で1件の照会で、現地確認のうえ、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の15ページをご覧ください。鳥屋野地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計3件の届出で、968㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の16ページから18ページをご覧ください。石山地区で2件、大形地区で3件、鳥屋野地区で1件、曾野木地区で1件、横越地区で2件の計9件の届出で3,025㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>年末のお忙しい中、総会の出席ご苦勞様です。</p> <p>それでは着座にて、農政振興部会所掌の議事を進めさせていただきます。別冊の議案第49号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第49号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっております。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっております。73件、338,576㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が両川地区2件、大江山地区</p>

5件, 大形地区3件, 横越地区8件, 亀田地区1件, 所有権移転が両川地区1件, 大江山地区1件, 横越地区2件で面積は91,417㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で, 利用権設定が曾野木地区3件, 両川地区8件, 大形地区9件, 横越地区14件, 亀田地区16件で面積は247,159㎡です。続きまして, 次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページから4ページをご覧ください。すべて相対で新規契約した案件になります。14号, 15号は使用貸借です。11号から14号は, 遊休農地化した畑を養蜂のため, 草花を植えることで先日の農政振興部会で承認したものです。土地改良費を貸し手が負担し, 賃借料を口座, 現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。続きまして, 5ページから14ページをご覧ください。すべて相対で更新契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し, 賃借料を口座, 現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。次に, 15ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが, 1号は譲渡人の規模縮小と譲受人の規模拡大のため, 3号, 4号は譲渡人の離農と譲受人の規模拡大のため, 双方で合意した内容となります。続きまして, 16ページをご覧ください。こちらは利用権移転の案件になります。すべて移転を受けるものが耕作した方が, 効率的なことから合意した案件になります。次ページの表をご覧ください。こちらは, 農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。両川地区2件, 横越地区5件, 亀田地区18件で面積は121,832㎡です。次に17ページをご覧ください。2号は新しく法人を立ち上げるための案件で, 7号, 19号, 21号から23号は(経営転換協力金に係る案件で)貸人の離農によるもの, 7号, 13号, 20号は茅野山地区の, 8号, 10号, 14号から18号は鶯ノ子地区の地域集積協力金に伴い, 中間管理機構へ貸付けする案件です。土地改良費を24号, 25号は借り手が, それ以外は地主が負担し, 賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については, 一番下段に記載しているとおり, 1月14日からとなっています。ご承認後は, 産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

議長(農政振興部会長)	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより別冊議案第49号新潟市農用地利用集積計画の決定について審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊1ページ4号から5号までと16ページ1号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(2番 石山和徳委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊1ページ4号から5号までと16ページ1号について、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただけてください。</p> <p>(2番 石山和徳委員 入室, 着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページからの計画案については、先ほどの議案第49号17ページから21ページの貸し手が機構に賃借した農用地を、受け手に利用配分する計画案となっています。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第</p>

	<p>19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後になりますが、農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、2月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に移ります。本日配布の資料番号1 令和3年農作業賃金・作業料金の参考額について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>資料1をご覧ください。先般、農政振興部会を開催し、令和3年の参考額を決定いただきました。決定するにあたり、委員の皆様から提出いただいた各地区の実勢価格を基にしました。最初に農作業賃金ですが、令和2年1月に農業委員会が公表した価格を参考に、実際の調査価格の推移を比較して、振興部会の委員の皆さんからご検討いただいた結果です。新潟県の最低賃金が10月1日に改定した結果、1日当たり8時間として6,648円となっていますので、最低額は6,700円となります。検討の結果、金額については昨年と同額で決定いただきました。次に、機械作業料金ですが、こちらも昨年と同額の価格とすることで決定いただきました。参考額については、2月発行予定の農業委員会だよりで周知を行いますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>

議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん、別所農政振興部会長さん、ありがとうございます。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料2令和3年1月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可・届出ですが、6日、15日、25日が届出の締切日、8日が許可申請の締切日となっております。4日は、午前10時から6農業委員会会長挨拶回りがあります。虎澤会長にご出席いただき、市長、副市長や正副議長などへ挨拶回りを行います。5日は、午後1時30分から虎澤会長と山岸会長職務代理者が管内の農業関係機関へ挨拶回りを行います。15日は、午後1時30分から県農業会議の常設審議委員会が、午後3時から下越地区農業委員会連絡協議会の理事会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。22日は、午後1時30分から市町村農業委員会役員等研修会が新潟ユニゾンプラザで開催されます。虎澤会長をはじめ役員の方々が参加いたします。26日は、午後1時から入札室で東ブロック対策委員会が、また301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されています。また、農政振興部会が午後2時から302会議室でから開催されます。27日は、午後1時から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で、2時から第2地域調査委員会が予定されております。1月定例総会につきましては、29日の午後2時から302会議室で開催させていただきます。なお、総会終了後、新潟県農業会議による業務推進検討会が行われますので、30分程度お時間をいただきます。業務予定については、以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他にないようですので、以上で、12月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 谷澤康雄

署名委員 坂井雄一
